

事業所又は施設の更新申請について

介護保険法第 70 条の 2 等の規定により、事業所又は施設は 6 年ごとに、指定（許可）の更新をする必要があります。

東三河広域連合では、有効期限の満了する日の翌日が属する月の前々月に申請受付を行います。原則、電子申請・届出システムでの受付となります。

1. 更新申請の対象事業所又は施設

(1) 更新申請の対象事業所又は施設

更新申請の対象となる事業所又は施設については、別途通知します。

通知が届きましたら、同封の納付書にて事務手数料を納入のうえ、電子申請届出システムにて書類を提出してください。

※電子申請届出システムが利用できない場合、窓口または郵送にて受付いたします。

※ 1 みなし指定事業所は、更新対象ではありません。

みなし指定事業所とは

- ・保険医療機関（病院・診療所）が行う「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護医療院が行う「短期入所療養介護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護老人保健施設が行う「短期入所療養介護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・保険薬局が行う「居宅療養管理指導」

※ 2 利用者の中に広域連合区域外の他市町村の被保険者がいる地域密着型サービス事業所及び総合事業の訪問・通所サービス事業所は、その保険者に更新の申請をしなければなりません。提出する書類や時期については、各市町村に確認し提出忘れがないようにしてください。

※ 3 同一事業所で一体的に運営する居宅サービスや地域密着型サービスと介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスの指定更新時期がずれている場合、同時に更新申請することで指定有効期限を揃えることができます。その際は、他方のサービスについても必要書類を添えて申請を行ってください。（有効期間満了日が異なるため、更新申請書はそれぞれのサービスごとに作成してください。）

※ 4 指定等に係る事務手数料は非課税です。

(2) 更新申請に係る提出書類及び注意事項

指定（許可）更新に必要な申請書類の様式及び注意事項につきましては、東三河広域連合介護保険課のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

◆指定の更新について

<https://www.east-mikawa.jp/2321.htm>